

# 令和元年台風第19号による災害に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

基礎支援金の申請期限が令和3年11月11日まで延長されました。

## 【申請期限】

基礎支援金：令和3年11月11日

加算支援金：令和4年11月11日

(加算支援金は基礎支援金を上記期限までに申請している必要があります。)

## 被災者生活再建支援制度概要について

この制度は、自然災害により生活基盤に被害を受けた方に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

## 【制度の対象となる世帯】

- (1) 住宅(事務所、店舗等は除く。)が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむ得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯  
(大規模半壊世帯)

【支援金の支給額】支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(世帯人数が、単身世帯の場合は3/4相当の金額)

### ○基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

住宅の被害程度	全壊 (上記(1)に該当)	解体 (上記(2)に該当)	長期避難 (上記(3)に該当)	大規模半壊 (上記(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

### ○加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

## 【支援金の支給申請】

必要書類

- ①申請書
- ②り災証明書(町発行)
- ③住民票
- ④預金通帳の写し
- ⑤解体証明書
- ⑥滅失登記簿謄本
- ⑦敷地被害証明書類
- ⑧契約書等の写し

①～④は、全員提出が必要です。⑤～⑦は、対象の方のみ。

⑧については、加算支援金を同時に申請される場合に必要。

【問い合わせ先】石川町役場 保健福祉課 社会福祉係 0247-26-9123